

## 事業の採択手順について

### ○事業採択までの手順

#### (1) 審査基準等の策定（審査委員会）

- ・審査基準策定の考え方

審査基準を用いて、事務局（廃棄物・3R研究財団）において応募事業の審査を行なうため、事業の適格性、合理性、事業効果、事業意義に関する審査項目を設定する。

#### (2) 審査及び採択の流れ（事務局）

##### ① 基本的要件の確認



応募申請書に記載されている内容が基本的要件を満たしているか事務局で確認する。

- ・事業を行うための実績・能力・実施体制・事業効果・経費内容・資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること。
- ・国からの他の補助金を受けてないこと。

##### ② 審 査



- ・審査委員会で策定する採択ルール及び審査項目に基づき事務局が審査する。

また、必要に応じて、ヒアリングや追加資料の提出を求める。

##### ③ 採択案の策定



- ・同一事業者から複数の応募があった場合には、同一事業者に補助金が偏らないように調整する。

- ・当確線上の事業については、予算の不足額が申請者の3割以内の場合、申請額の見直し可能性（自己負担額の増）を打診する。

##### ④ 採択事業の決定

- ・必要に応じて審査委員会の意見聴取をする。
- ・環境省 環境再生・資源循環局長と協議し、事務局が採択する。

### (3) 基本的要件の確認

事務局において、応募申請書すべての項目を満たした事業について採点することとし、下表の確認事項の「B」に該当する事業は、基本的な要件を満たしていないと判断し、不採択とする。

基本的要件		確認事項（判断基準）				確認書類
ア	事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること	許認可の有無	A	必要な場合において、廃棄物処理業等の許可を有している又は取得予定		許可書の写し又は取得予定の旨を記載した書類
			B	必要な場合において、廃棄物処理業等の許可を有していない又は取得予定がない		
		経理状況	A	下記以外		経理状況説明書
			B	直近の2カ年度とともに債務超過（純資産合計が負）であり、改善の見込みがない		
		実施体制	A	実施計画書に適正な実施体制及び設備の保守計画が記載されている		実施計画書 「事業の実施体制」及び「設備の保守計画」
			B	明らかに不適切または記載なし		
			A	実施計画書及び経費内訳に必要な根拠資料が添付されており、記載内容が適正である		実施計画書、経費内訳、添付資料
			B	明らかに不適切または記載なし		
			A	国からの他の補助金等を受けない（固定価格買取制度による売電を行わないことを含む）		実施計画書 「他の補助金等との関係」
			B	国からの他の補助金等を受けている又は受ける予定		
エ	暴力団排除に関する誓約事項に誓約できるものであること		A	誓約書を添付してある		誓約書
			B	誓約書なし		
オ	補助事業が令和4年2月28日までに完了する見込みであること。		A	令和4年2月28日までに完了する見込みである。		実施計画書 「事業実施スケジュール」
			B	明らかに令和4年2月28日までに完了しない。		

※対象となる補助事業として適正であるか特別な判断を要する場合は、審査委員に相談する場合がある。

## (4) 採択案の策定

### ア. 採択の条件等

採択にあたっては、次の内容について確認、調整する。

- ・採択ルールに基づき、決定する。
- ・同一事業者から複数の応募があった場合には、同一事業者に補助金額が偏らないよう調整する。

### イ. 採択事業の選定

該当事業を採択すると予算を大きく超過してしまう場合の当落線上の事業の取り扱い。

- a 予算の不足額が申請額の3割以内の場合には、申請額の見直しの可能性（自己負担額の増）を応募事業者に打診し、予算の範囲内での補助額で事業が実施可能であれば採択する。
- b 予算の不足額が申請額の3割を超える場合は採択しない。

## (5) 採択事業の決定

環境省 環境再生・資源循環局長と協議のうえ事務局が採択する。

## 審査基準の策定について

### 1. 審査基準の考え方

- (1) 応募事業の審査を行うため、事業の適格性・合理性、事業効果・事業意義に関する審査基準の項目を設定する。
- (2) 補助事業の適格性・合理性に関する配点は全体の 10 %とし、90 %を事業効果・事業意義に関する配点とする。

### 2. 審査の項目

- (1) 適格性・合理性
  - ア 事業の実施計画の確実性及び合理的な実現性
  - イ 資金回収期間の妥当性
- (2) 事業効果・事業意義
  - ウ 「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について（令和 3 年 1 月 29 日中央環境審議会意見具申）」との整合性
  - エ 設備導入による二酸化炭素の削減効果
  - オ プラスチック再生利用量増大への貢献及びその他プラスチックに係る資源循環の促進への貢献

### 3. 採択ルール

- (1) 審査基準において、各項目に 0 点の項目がないこと。
- (2) 審査基準における採点基準の合計点数の高い順に採択する。

### 3. 審査基準

審査項目	審査基準	採点基準		点数
適格性・合理性 5点	ア 事業の実施計画の確実性及び合理的な実現性 5点	a	・本事業に対する理解度が高く、実施計画が本事業の目的に照らして合理的で、実現可能性が十分に高い。	5点
		b	・本事業に対して一定の理解があり、実施計画が事業目的に照らして妥当で、一定の実現可能性が見込める。	3点
		c	・本事業に対する理解度が低く、実施計画の実現可能性が低い又は判断できない。	0点
イ 資金回収期間 5点	資金回収期間について評価する。 (補助金充当後の年数) (5点満点)	a	・資金回収年数が3年以上法定耐用年数の3倍未満	5点
		b	・資金回収年数が3年未満または、法定耐用年数の3倍以上	0点

審査項目	審査基準	採点基準		点数
り方について」との整合性 25点	プラスチック資源の回収・リサイクルの拡大と高度化への貢献度 (25点満点)	a	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」および「今後のプラスチック資源循環のあり方について」に掲げるプラスチック資源循環政策の実現への貢献度を評価する。	25点～1点
		b	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」および「今後のプラスチック資源循環のあり方について」に掲げるプラスチック資源循環政策の実現につながらない。	0点
事業効果・事業意義 25点	CO2削減量の算出根拠 (5点満点)	a	CO2削減量の算出の入力内容において、特に再生素材等を製造するのに必要な電力等の算出に当たり、インバータ機器や既設設備の割合などが適切に入力されている。	5点
	b	上記aの計算方法での算出が、やや不明確な個所がある、又は根拠として一部に不適な個所があるものの、概ね妥当である。	2点	
	年間のCO2削減量について評価する。 (20点満点)	c	上記aの計算方法での算出が、不明確、かつ根拠として不適である。	0点
		a	CO2削減量の費用対効果	20点
CO2削減量の費用対効果を求める算定式 $\text{CO2削減コスト}[\text{円}/\text{t-CO}_2] = \text{補助対象経費の総支出予定額} [\text{円}]^{*1} \div (\text{エネルギー起源二酸化炭素の排出削減量} [\text{t-CO}_2/\text{年}]^{*2} \times \text{耐用年数} [\text{年}]^{*3})$ (耐用年数は9年とする) *1 補助対象経費の総支出予定額とは補助対象設備の導入のために必要な見込額（補助金額と自己負担額の合計額）をいう。 *2 事業を実施することで削減される年間のエネルギー起源二酸化炭素の排出量をいう。 *3 補助対象設備の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める法定耐用年数をいう。） ※費用対効果により分布グラフを作成し、費用対効果の平均値を配点の中央点として、より低コストになるほど高得点になるよう配点を設定し、採点する。（件数が少ない設備は、該当設備中の費用対効果の比率により採点し、審査委員会に諮る。）極端に高コストの場合は0点となる可能性がある。 ※費用対効果が0点の場合は審査項目「エ 設備導入による二酸化炭素の削減効果」を0点とする。				

